

教育の情報化に係る権利制限規定の見直しに関する
規制改革推進会議の意見への対応について（案）

1. 問題の所在と経緯

現行法第35条第2項は、遠隔地にある複数の教室間で中継して同時に行う授業（合同授業）のための公衆送信（以下、「同時授業公衆送信」という。）については権利制限の対象としている一方、一方に教員のみがおり児童生徒等がいないいわゆるスタジオ型のリアルタイム配信授業のための公衆送信（以下「スタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信」という。）は権利制限の対象とはしていない。

現在、規制改革推進会議では遠隔教育に係る規制改革を検討課題の一つとして議論を行っており、著作権は私人の財産権であり規制ではないものの、同会議ではスタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信に係る著作権法上の取扱いを課題として挙げている。

本課題を取り扱っている規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ（以下「投資等WG」という。）の本年4月5日の会合においては、文化庁に対し現行法の考え方等についての説明が求められた。投資等WGにおける議論においては、これまで以下の趣旨の指摘がなされている。

【指摘①】

- ・スタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信はこれまで教室でなされていたことをオンラインという新たな技術でやっているだけのことである。複製、同時授業公衆送信とスタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信とでは、学校の授業のために著作物を利用するという点で同質な行為であり、著作権者の利益の侵害の度合いは異なるため、スタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信のみを補償金の対象とすることは適当でない。

【指摘②】

- ・著作権分科会法制・基本問題小委員会では現行法上無償の範囲については補償金請求権の対象としないとしているとのことだが、同時双方向型の遠隔教育は平成27年4月から高等学校について解禁されているのであるから、そのタイミングでスタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信も無償の権利制限の対象としておかなかったことが問題。

こうした議論を受けて規制改革推進会議が平成29年4月25日に公表した「遠隔教育の推進に関する意見」（以下「規制改革推進会議意見」という。）においては、以下のような対応を求められている。

文部科学省は、「同時双方向型の遠隔授業（※）」についても、早急に、「合同授業」と同様、著作権者の許諾を不要（補償も不要）とする措置をとるべきである。

※上記意見では、配信側には教員のみで生徒がいないものとされており、本資料にいう「スタジオ型リアルタイム配信授業」がこれに対応すると考えられる。

他方、法制・基本問題小委員会報告書（平成29年4月）（以下「平成29年小委員会報告書」という。）は、現行法第35条第2項の対象となっている公衆送信以外の公衆送信については補償金請求権付きの権利制限とする旨を提言している。以上のような規制改革推進会議の意見は同報告書とは異なる対応を求めるものであることから、当該意見に対する本分科会としての対応方針について検討を行う必要がある。

2. 対応方針（案）

規制改革推進会議意見に対する対応方針について、以下のとおりとすることが考えられるがどうか。

<対応方針（案）>

- 平成29年小委員会報告書は、補償金請求権の対象範囲を判断するにあたって、
 - (i) 現行法上無償で行うことができる複製や同時授業公衆送信についても権利者に及ぼす不利益はいずれも軽微とは言い難いものとなっていると評価できること
 - (ii) 現行法上権利制限の対象となっていない行為は、複製・同時授業公衆送信と比べて、著作物の利用される頻度や総量が大きくなり、権利者に及ぼす不利益の度合いが大きくなると評価できること
 - (iii) 現在無償で行うことができる複製・同時授業公衆送信を補償金請求権の対象とした場合、教育現場の混乱を招きかねず、第35条の適用を通じた著作権法の目的が達成できなくなるおそれがあることを総合的に勘案して結論を導いている。さらに、その妥当性については、(iv) 国際的な制度調和の観点からも確認がなされている。（84ページ）。

- この考え方を同時授業公衆送信及びスタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信に当てはめた結果は以下のとおりである。
 - ・同時授業公衆送信及びスタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信は、いずれも権利者に及ぼす不利益は軽微とは言い難く、原則として補償の必要性が認められる。
 - ・しかし、同時授業公衆送信は現在無償で行うことができることからこれを補償金の対象とすると教育現場の混乱を招きかねない。しかも、同時授業公衆送信は時間的・場所的制約のため著作物利用の頻度・総量は比較的限定的であり、無償としたとしても、権利者の正当な利益の保護の観点から、許容されるものと考えられる。これらのことを勘案すると、同時授業公衆送信については、引き続き無償とすることが適当である。
 - ・他方、スタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信については、上に述べたとおり、補償の必要性が認められる上、現行法上は許諾を得て行われるべき行為であることから、一般の権利制限により補償金の対象としたとしても教育現場の混乱を招くこととはならない。したがって、スタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信については、その不利益の度合いに対する評価にかかわらず、原則通り補償金請求権の対象とすることが適当である。

- 他方、投資等WGの議論においては、同時授業公衆送信とスタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信がそれぞれ権利者に及ぼす不利益の度合いに差異はないとした上で、これらはいずれも補償金を不要とすべきとの結論を導いている。

しかし、なぜ両者の不利益の度合いに差異がないことのみをもって（いずれも補償金の対象とすべきとの結論とはならず、）ただちに補償金を不要とすべきとの結論が導かれることとなるのかが明らかにされていない。仮に同時授業公衆送信を補償金の対象外とすることを適当とした平成29年小委員会報告書の結論を前提としているのであるとすれ

ば、同報告書の判断基準によっては、上記のとおり、スタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信も無償とすべきとの結論を導くことはできない。

- 以上のとおり、規制改革推進会議の結論は、その判断基準及び理由が明らかにされておらず、平成29年小委員会報告書の採用した判断基準に照らせば妥当とはいえないものとする。

本分科会としては、権利者に及ぼす不利益、教育現場への影響及び国際的な制度調和といった諸要素を多面的に考慮して判断を行った平成29年小委員会報告書の検討結果が妥当であるとする。

<以下、参考>

- 本分科会としての対応方針は以上のとおりである。なお、上記結論に影響するものではないが、参考として、1. で紹介した投資等 WG の指摘事項に対する考え方を整理すると以下のとおり。

【指摘①関係】同時授業公衆送信とスタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信がそれぞれ権利者に及ぼす不利益の度合いについて

- 同時授業は複数の学校・クラスにおいて同じ内容の授業を同じ日時に行う必要がある一方、スタジオ型リアルタイム配信授業の場合はそのような必要はなく、そのような制約がない分、後者は前者に比べてより容易に授業を実施することが可能である。そのため、(個々の授業に係る著作物利用に着目した場合には両者において権利者に及ぶ不利益に大きな差がないとの評価もできるかもしれないが、) 権利制限の対象とした場合に当該規定の適用を受けて社会全体として利用される著作物の総量で見れば、後者は前者に比べ、利用量が相対的に多くなり、したがって、総体として権利者に与える不利益が大きくなると考えられる。

なお、著作権法において権利制限に伴って補償の必要性があるか否かを判断するにあたっては、上記のように、個々の利用行為が権利者に及ぼす不利益の度合いのみならず、社会全体として利用される著作物の総量が総体として権利者に及ぼす不利益の度合いにも着目すべきであり、こうした考え方は、平成29年小委員会報告書84ページにおいても明記されている。

【指摘②関係】学校教育法上解禁された行為は解禁時に当然に権利制限の対象とすべきとの指摘について

- 著作権法において一定の著作物利用について権利制限規定の創設を検討する場合、当該行為の目的や性質(公益性の有無やその度合いを含む。)、当該行為に係る実態、権利者に与える不利益の度合い、利用者側における権利制限規定の創設に関するニーズ、権利者団体の意見等を総合的に考慮した上で、権利の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスに留意しつつ、その是非や具体的な制度設計が検討されるべきものであり、当該利用行為に関連する規制法の見直しと当然に連動するものではない(仮にこれを肯定すれば、異時授業公衆送信のみならず教材の共有やMOOC等に至るまで、学校が学校教育法上行うことが認められるあらゆる著作物利用行為を権利制限によって実現すべきということになるが、そのような結論は権利者の利益の適切な保護の観点から妥当ではない。)
- なお、平成27年4月に高等学校について同時双方向型の遠隔授業のうち一定の要件を満たすものが解禁されたが、スタジオ型リアルタイム配信授業は、それ以前から大学等の第35条の適用を受けることができる教育機関においては実施することが可能であったものであり、平成27年4月の段階で初めてスタジオ型リアルタイム配信授業公衆送信を現行法35条の対象とする改正を行うこととするべき必然性は直ちに認められない。もっとも、今般の第35条の見直しは、高等学校におけるこうした制度改正の状況も踏まえて検討を行ったものである。